

宮城県監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに宮城県監査委員監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定により令和 5 年 4 月から 6 月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和 5 年 9 月 15 日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○教育庁	
地方機関	
気仙沼高等学校	4 月 17 日
迫支援学校	4 月 18 日
小牛田農林高等学校	4 月 18 日
支援学校小牛田高等学園	4 月 19 日
涌谷高等学校	4 月 20 日
柴田農林高等学校	4 月 20 日
仙台向山高等学校	4 月 21 日
石巻支援学校	4 月 21 日
聴覚支援学校	4 月 25 日
支援学校女川高等学園	4 月 25 日
田尻さくら高等学校	4 月 26 日
蔵王自然の家	4 月 27 日
利府支援学校	4 月 27 日
利府高等学校	4 月 28 日
一迫商業高等学校	4 月 28 日
○警察本部	
地方機関	
遠田警察署	4 月 19 日
白石警察署	4 月 26 日

2 監査結果

令和 4 年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見

られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は認められませんでした。その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。